

工事等に係る最低制限価格制度の事務手続きについて

平成16年8月4日

最終改正 令和6年6月3日

第1 目的

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピングの防止を図るため、苫小牧港管理組合が発注する工事の請負の契約に係る最低制限価格制度並びに工事に係る設計、測量、地質調査等（以下「委託業務」という。）の契約に係る最低制限価格制度の事務手続きを定める。

第2 対象工事等

原則として予定価格が200万円を超える工事の請負又は工事に係る委託業務の契約に係る競争入札を行おうとするときは、最低制限価格を設定するものとする。ただし、予定価格が200万円以下の工事又は工事に係る委託業務であっても管理者が必要と認めた場合は、最低制限価格を設定できるものとする。

第3 最低制限価格の設定の基準

1 工事の最低制限価格の設定の基準

最低制限価格は、次の(1)から(4)までに定める額の合計額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、また、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

①工事価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ

②工事価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準

最低制限価格は、委託業務の種類ごとに次の(1)から(5)までに定める額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする）。

①業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切り上げ

②業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切り上げ

ただし、測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあって

は、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

また、地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

さらに、道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

- (1) 設計（土木）にあっては直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に**10分の5**を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に**10分の5**を乗じて得た額の合計額
- (3) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に**10分の5**を乗じて得た額の合計額
- (4) 設計（建築）にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額
- (5) 道路清掃にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

第4 予定価格調書の作成

別紙様式の予定価格調書には、「最低制限価格」及び「最低制限価格の100/110の額」を記載する。

第5 入札参加者への通知

最低制限価格を設定したときは、一般競争入札の公告及び指名通知において、最低制限価格を設定している旨を記載するものとする。